

JICA 海外協力隊 赴任前留意事項

タイ



※本資料に記載の情報は、作成日現在のものであり、その後状況が変化している場合があります。記載内容については正確を期していますが、万が一誤りがあった場合には JICA は責任を負いかねますのでご了承ください。

※本資料は JICA 海外協力隊を対象としたものであり、その他の方には該当しない情報も含まれている可能性があります。

目次

1. 赴任時の携行荷物について
 - (1) 赴任時に必ず持参するもの
2. 別送荷物について
 - (1) アナカン・郵送等の利用について
 - (2) 通関情報について
3. 通信状況について
 - (1) パソコンの普及状況
 - (2) 携帯電話の普及状況
4. 現金の持ち込み等について
 - (1) 現金持込にかかる注意
 - (2) 両替状況
 - (3) 赴任時に用意することが望ましい金額について
5. 治安状況について（JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照）
 - (1) 渡航制限
6. 交通事情について
7. 医療事情について
 - (1) 医療、衛生事情
 - (2) 医療機関
 - (3) 予防接種
 - (4) 携行することが望ましい医薬品 現地で購入できる医薬品/衛生用品
8. 蚊帳について
9. 任国での運転について
 - (1) 運転を認める対象
 - (2) 本邦、国際免許証の携行の要否
 - (3) 現地運転免許の取得手続き
 - (4) 車両の購入・輸送について
10. お問い合わせ
11. その他
 - (1) 王室について
 - (2) 仏教関係について
 - (3) 服装に関して
 - (4) バンコク（スワンナプーム空港）到着時の注意事項

1. 赴任時の携行荷物について

(1) 赴任時に必ず持参するもの

- ① 隊員ハンドブック ② 常備薬 ③ 表敬訪問等で着用し得る服装・革靴

タイでは、ほとんどの日常生活用品・化粧品等の女性用品・日本食・日本語書籍などが購入可能です。日本製は少々高価ですが、郵送費や手数料をかけて日本から送付するより現地で購入した方が結果的に安価な場合が多く、荷物は少なくすることをお勧めします。

慢性の持病がある場合には、本邦での主治医の英語の診断書（病名と治療薬の成分名（一般名）を記入）を持参することをお勧めします。その他、家庭で使用している常備薬があれば、必要に応じて持参してください。（「7. 医療事情について」参照）

空港の税関での注意事項として、段ボール箱での携行は内容検査や課税をされる可能性が高いため避けてください。また、パソコンも課税される可能性が高いことから、手荷物の鞆に収納して携行して下さい。医薬品・食料品・電化製品は赴任時携行荷物として持参することをお勧めします（郵送すると課税対象になることがあります）。免税タバコの「持込」は、紙巻タバコは200本（1カートン）、葉巻、刻みタバコ等は全体で250gまでです。この規定量を超える持込は原則として許可されません。

2. 別送荷物について

(1) アナカン・郵送等の利用について

◎ 送付について

別送する場合は国際郵便（郵便小包・EMS）での送付をお勧めします。

① 任地に直接送付と、② タイ事務所に送付の二通りが考えられます（アナカンの場合は任地への直接送付はできません）。それぞれ次の特徴があります。

① 任地に直接送付する場合

- ・ 直接任地に送るため、バンコクから任地への再送付は必要ありません。
- ・ 引取り手続きは各自で行います。
- ・ 隊員（長期）が任地に着任するのはタイに赴任してから約1か月後です。隊員本人より先に荷物が届いた場合は宛先不明となり、返送された事例もあります。家族等に頼んで、任地着任後に送るようにした方が良いでしょう。
- ・ 短期隊員は通常、赴任時オリエンテーションを数日間行い任地に赴任しますが、送付先は別途 JICA タイ事務所より青年海外協力隊事務局を通じてお知らせします。

宛先は以下のとおりです。

氏名（ローマ字）、JICA VOLUNTEER 任地の住所（部署名、機関名、住所の順に英語で記入）
--

② タイ事務所に送付する場合

- ・ タイ事務所へ配達されたものは、事務所で保管しておきます。税金・手数料等が必要となった場合は、受取人本人の手続きが必要となり、隊員本人が郵便局に出向き、引き取ることとなります。一定期間を過ぎると日額で保管料がかかりますのでご了承ください。
- ・ 任地までは、各自の責任で郵送または携行してください。ただし、船便で郵送した場合は、任地移動後に荷物が到着する可能性があります。その場合は、バンコクに上京時に引取っていただくこととなります。

JICA タイ事務所に送付する場合の宛先は必ず次のとおり書いてください。

氏名、JICA VOLUNTEER（氏名は必ず英語で記入）
C/O JICA THAILAND OFFICE
31st Floor, Exchange Tower, 388 Sukhumvit Road, Klongtoey,
BANGKOK 10110, THAILAND

◎宅配便での送付について

宅配便は通関のためパスポートの提示が必須で、業者にパスポートを預ける必要があります（最短でも1～3日、コピー不可）。公用パスポートの紛失・破損を防ぐため、宅配便での送付は避けてください。

◎アナカンについて

荷物に保険をかけたい場合や、高額な品物で確実に税金がかかりそうなものはアナカンを使用して無税通関することをお勧めします。ただし、荷物の引取りに時間がかかり（1～2カ月程度）、任地への赴任時に間に合わないこともあります。また、高額の手数料（例：ダンボール3個、約60kg位で8,000バーツ程度）が必要です。

アナカンの荷受人（コンサイニー：Consignee:受取人等） 記入方法

* 重要（これ以外のことは記入しないでください）

コンサイニー(Consignee)欄

Thailand International Cooperation Agency
Government Complex Building B (South Zone) 8th Floor
Changwattana Road, Laksi, Bangkok, 10210, Thailand
Tel: +66-2-203-500

ノティファイパーティー（Notify Party）欄

(1)Name of Volunteer（ボランティア自身の名前）
(2)JICA Thailand Office
31st Floor, Exchange Tower,
388 Sukhumvit Road, Klongtoey, 10110, Bangkok, Thailand
TEL: +66-2-261-5250

注：受取人が上記のように記入されていないと免税手続きができないので、必ず上記のように記入して下さい。なお、“Air Way Bill”と“Invoice”を必ずアナカン業者から入手し、パッキングリスト（箱毎に英文で）も忘れずに必ず持参してください。ない場合は引き取りに時間がかかる他、免税にならない場合があります。また、アナカン業者のバンコクの連絡先住所・電話番号（担当者名）をあらかじめ確認しておいてください。

（2）通関情報について

以下の点に留意すれば課税や引取り手数料もかからないケースが多いです。

- ・ 送り先、送付元、内容物名などは全て英語で記入してください。
- ・ 内容物名には、「**USED**」と記入してください。（例：USED BOOKS）
- ・ 内容物の評価額（送付票への記入額）は一箱、3万円を超えないようにしてください。購入時の価格ではなく送付時点での評価額を記入することが可能です。

（タイ税関における評価額合計が1500バーツ（約5000円）を超えたために課税された隊

員もいますが、課税については、担当官の判断によることもありますので、一概には言えません。)

・薬品・電化製品は検査を受ければ確実に課税され、衣類や食品も少量以外は課税されません。

・検査時に必要となる場合があるので送付内容品のリスト（英文）をあらかじめ作成して持参するようにして下さい。また、荷物未着に備え送付状控えを持参することをお勧めします。

・コロナの感染状況等により、荷物の未着、遅延などが起こりうる可能性がありますので、荷物を送付する際には、ご留意ください。

3. 通信状況について

(1) パソコンの普及状況

ご自身のパソコン（日本語版 基本アプリケーションソフト付き）を携行されることをお勧めします。（ただし、入力電源は 220V。100V 専用の場合は変圧器が必要です。変圧器はタイでも購入可能）

タイでは主要メーカーの最新機種が購入可能ですが、日系メーカーのパソコンや日本語版のアプリケーションソフトは日本に比べ割高です。アプリケーションソフトは英語版、タイ語版も購入できます。

インターネットについては ADSL や無線（Wifi）が利用できます。プロバイダの数は多くあり、加入手続きは簡単です。料金はプロバイダや契約形態によって異なります。

(2) 携帯電話の普及状況

山間部を除き、国内はほぼどこからでも携帯電話を利用することができます。**電話機とSIMカードは隊員自身で準備していただくことになります。**SIMカードの個人登録にはパスポート（原本）が必要です。主要な携帯電話会社は3社あります（AIS、DTAC、TRUE）。着任時に事務所からSIM入りの携帯電話を緊急対応用として貸与しますが、長期滞在ビザ取得のため、パスポート（原本）をできる限り早く提出してもらう必要があることから、着任後数日の間にSIMカードを購入、登録してください。電話機もなるべく早くご準備ください。日本で利用しているSIMフリーの携帯電話・スマートフォンであればタイでも利用できる可能性があります。SIMロックのかかった携帯電話はタイでは使用できませんので、出発前に各自でSIMロック解除の手続きをお願いします。タイではEメールに加えてコミュニケーションツールとして、SNSアプリケーションソフトの「LINE」が広く普及しています。

4. 現金の持ち込み等について

(1) 現金持込にかかる注意

円での持込が便利です。タイ国内には国際ATM（「PLUS」や「Cirrus」等）と提携したATMが設置されており、対応するカードを持っていれば、日本の国内口座から現地通貨（バーツ）で現金を引き出すことが可能です。サービスの利用手続きや利用手数料等は銀行によって異なりますので、詳細は各銀行にお問い合わせください。トラベラーズチェック（T/C）は近年ほとんど利用されていません。

(2) 両替状況

現金は、円、ドル、ユーロなど銀行又は外貨両替所にて両替可能です。両替にはパスポート（原本）の提示が必要となります。（タイ着任時に、ビザ取得手続きのために事務所がパスポートを約1か月お預かりします。この間は、両替が出来ません）。また、タイでは主要クレジットカードも使用可能ですが、スキミング被害もありますので、慎重にご利用く

ださい（VISA、MASTER が一般的に普及しています）。

（3）赴任時に用意することが望ましい金額について

赴任時に必要と考えられる概算経費（1 バーツ=約 3.5 円、1 ドル=約 105 円）

■一般・シニア隊員長期

・首都圏 約 500,000 円

・地方 約 300,000 円

（内訳：住居決定までのホテル代+家賃 2 か月分+保証金+生活必需品購入費）

- 住居決定までのホテル代（最大 10 泊分）は、領収書の提出を受けて精算となります。
- タイのホテルで長期滞在する際の電気代について、宿泊費に含まれる規定の電気代以上の使用量となった場合、追加請求される場合があります。規定はホテルにより異なります。追加請求された場合は自己負担となります。
- 一般隊員が民間住宅を賃借する場合、その家賃は首都/地方各々に定められた限度額内でタイ国際協力局（TICA）が別途支給します。一般隊員の住居費のうち、TICA 上限額を超過した分と、シニア隊員の住居費は JICA 支給となります。但し、入居時に保証金が家賃の 1-2 か月分必要になることがあり、この分については隊員の自己負担となります。家賃の保証金は通常解約時に一部または全額返金されます。
- 赴任当初 3 か月分の住居費は、住居が決まり次第、住居費認定をおこない、承認手続きが終わった後、現地事務所から現地銀行口座に振り込みます。
- タイ国到着翌日に現地生活費を小切手でお渡しします。同日中に銀行口座開設手続きをおこない、小切手を口座に入金していただきます。即日、キャッシュカードが発行され（キャッシュカード発行にともなう手数料は自己負担）、ATMでの出金が翌日以降に可能になります。4 か月目以降の〈海外手当×3 か月分〉は、四半期毎に JICA（本部）から、〈住居費 3 か月分〉は四半期毎に JICA（タイ事務所）から、直接、現地銀行口座に振り込まれます。また、個人差がありますが、赴任時は外食、外出が続き、出費が多くなる傾向にあるようですので、少し余裕をもった持参金を用意されることをお勧めします。

■短期（6 か月を想定）

赴任時に必要と考えられる概算経費

首都圏 約 710,000 円

地方 約 440,000 円

（内訳：家賃 2 か月分+保証金+生活費 6 か月分+生活必需品購入費）

- 派遣期間が 6 か月の派遣短期隊員を想定しています。
- タイ国到着後、住居が見つかるまでの間、短期一般隊員、短期シニア隊員ともに事務所の指定したホテルに滞在となります。アパートは配属先の協力のもと各自で探します。
- なお、生活費（日当）は、赴任前に最大 180 日分（各自の派遣期間による）が本邦口座に振り込まれ、180 日以降は本人の希望により海外口座への送金が可能となります。赴任時に持参する生活費は各自の任期に合わせ、調整してください。

5. 治安状況について（JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照）

下記のウェブサイトから最新情報を得るようにしてください。

外務省海外安全ホームページ、安全対策基礎データ

<http://www2.anzen.mofa.go.jp/>

タイは比較的安全な国という印象がありますが、犯罪件数は多く、在タイ日本国大使館の邦人保護取扱件数は世界一です。特に、盗難（スリ、置き引き、ひったくり）、睡眠薬強盗、違法薬物、スキミング、交通事故等に注意が必要です。さらに近年は、日本人が殺人事件・強盗致傷事件などの凶悪事案に巻き込まれる事例も報告されています。タイにおける凶悪事件発生率は、日本と比べても非常に高い水準で推移していますので、十分注意してください。

【デモ等】

現在、バンコク都では、デモや集会がおこなわれており、国内は言論、集会等の自由が制約される状況下にある点を留意する必要があります。

また、ISが東南アジア地域のイスラム系組織と交流が活発であることをふまえ、ISによるテロなどの事案が発生する恐れがあり、この点にも留意が必要です。

（1）渡航制限

日本政府及びJICAでは、下記の渡航制限を設けています。

【日本政府及びJICAの渡航制限】

① 日本政府のタイ渡航情報（危険情報）（2021年3月1日）
コロナ感染状況によりレベル2、不要不急の渡航中止となっています。

さらに、治安状況を鑑み、以下のような措置が取られています。

- ナラティワート県、ヤラー県、パッタニー県及びソクラー県の一部（ジャナ郡、テーパー郡及びサバヨイ郡） レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）。（継続）
- ソクラー県（ジャナ郡、テーパー郡及びサバヨイ郡を除く） レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）
- プレアビヒア寺院周辺地域（タイのシーサケート県とカンボジアのプレアビヒア県との国境地帯） レベル1：十分注意してください。
- 首都バンコク レベル1：十分注意してください。（継続）

② JICA 安全対策措置対象地域

現在タイへの渡航はすべて、承認が必要になっています。また、行動規範として、「新型コロナウイルス（COVID-19）流行下における在外での健康管理・安全管理について（在外で生活する方へ Ver.4）」および「新型コロナウイルス流行化における行動規範」を確認し、遵守することとさだめています。

それ以外にも、一部渡航が禁止されている地域もありますので、最新の情報はタイ事務所に到着後、事務所からの「安全に関するブリーフィング」の際にお伝えすることとなります。

渡航・滞在中は、セルフディフェンスとして、メディアなどから最新情報を収集するとと

もに、集会やデモ等には近づかず、不測の事態に巻き込まれないように十分注意が必要です。

現地での安全情報を入手するため、出発前にたびレジへの登録を行ってください。また、現地到着後は在留届の登録を必ず行ってください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

主な情報ソース

【日本政府】

- 在タイ日本国大使館ウェブサイト

<http://www.th.emb-japan.go.jp/>

- 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

【日本語メディア】

- インターネット

バンコク週報

<http://www.bangkokshuho.com/>

ニュースクリップ

<http://www.newsclip.be/>

- ラジオ

Jチャンネル 24： FM93.75 またはインターネット <http://www.j-channel.jp/>

【英語メディア】

- インターネット

バンコクポスト紙

<http://www.bangkokpost.com/>

ネーション紙

<http://www.nationmultimedia.com/home/>

MCOT

<http://www.mcot.net/EnglishNews>

6. 交通事情について

高速道路網の整備に加え、BTS（高架鉄道）やMRT（地下鉄）によって、バンコクの交通事情は、以前と比べると大分緩和されたと言われてはいますが、通勤時や降雨時には依然としてひどい渋滞が発生しています。都市部では渋滞を背景にバイクタクシーの利用が増加しているため、二輪車が関係する事故が多くなっています。JICA関係者のバイクタクシーの利用は禁止ですので、利用しないようにお願いします。

JICA関係者が交通事故に巻き込まれるケースが都市部に限らず発生しています。自分が注意していても、後ろからバイクやトゥクトゥク等に追突される事例が複数発生しており、いずれも見通しが悪くなる夕刻に発生しているため、注意が必要です。特に他の途上国同様、タイにおいても歩行者優先になっていないため信号がある場所であっても道路を横切るときには十分注意が必要であり、幅の広い道路を横切るときには、中央分離帯で一旦待って、安全を確認してから渡ることを励行してください。

また、夜間移動は、強盗、性的被害、仮睡盗等の犯罪被害や事故の遭遇率が高いことから、夜行バスの利用は禁止しています。夜行電車についてもお薦めできないため、移動は日中に行うようにしてください。

7. 医療事情について

(1) 医療、衛生事情

タイ全土でデング熱、限定された地域ではありますがチクングンヤ、マラリアなど熱帯地域特有の感染症、狂犬病、インフルエンザ（※ピーク時期は雨季ですが一年中流行）の罹患リスクがあります。また、乾季にはPM2.5、北部農村地域の焼き畑による大気汚染が深刻になるため、呼吸器疾患対策が必要です。加えて、屋台食やカットフルーツ、レストランでの外食からも消化器感染症にかかるリスクがあります。性感染症については、感染

ルートを正しく理解し慎重かつ節度のある行動が必要です。

(2) 医療機関

バンコク都は周辺国からの医療搬送地となっており、特にインターナショナルを謳っている私立病院の医療レベルは高水準です。反して主要都市にある私立病院でも医療水準にばらつきがあり、通訳が常在せず英語が通じないなどの不自由があることも念頭において対応する必要があります。風邪や下痢などの対応は問題ありませんが、長引く症状や重症度によっては、どこで医療を受けるのかを判断する必要があります。持病があり、赴任してから継続してフォローアップが必要な場合は本邦の主治医に英文紹介状を作成依頼し持参してください。

(3) 予防接種

タイでの滞在において狂犬病、A/B 型肝炎、日本脳炎、破傷風、腸チフスのワクチン接種が推奨されます。バンコクや地方の私立病院の一部ではこれらのワクチンは接種可能です。在庫は安定していますが、突然に在庫不足に陥ることが有得るため、ワクチン接種を計画的に実施することで、事前予約などワクチンの確保に努めることが賢明です。

狂犬病流行国であり、基礎免疫獲得の3回接種を終了しての入国が必須です。

(4) 携行することが望ましい医薬品 現地で購入できる医薬品/衛生用品

感冒薬、アレルギー性鼻炎薬、胃腸薬、整腸剤の類は購入できますが、標記がタイ語記載のものや欧米からの輸入品などで用量が多く効果が強すぎることがあります。現地医師の処方を受けた薬の服用をお勧めしており、薬局などでの購入はお勧めしていません。これらの薬を常用している方は、持参されることをお勧めします。当地では Dengue 熱をはじめ発熱性のウィルス疾患が流行していますので、赴任時には体温計とアセトアミノフェン解熱鎮痛剤を持参する事をお勧めします。アセトアミノフェンも当地で購入可能です。虫よけスプレー、ローションの購入は可能です。また、体温計、包帯、ガーゼ、救急絆創膏、コンタクトレンズ用洗浄液(ハード用は入手不可)などは揃っています。生理用品なども現地購入品での問題はありません。

Covid-19 対策として不織布マスクやハンドジェルの入手が可能です。但、タイ国内流行状況によっては品薄・高価格になることがあるため、状況に応じて準備が必要となります。

8. 蚊帳について

タイ国内で購入可能です。必要に応じ各自で購入することになります。

9. 任国での運転について

タイ事務所では現在、活動上運転が必要となる配属先はないため、二輪・四輪ともに購入・使用は全面的に禁止となります。(JICA 海外協力隊ハンドブック長期派遣 P.63・JICA 海外協力隊ハンドブック P.54 参照)

10. お問い合わせ

任国での活動に関する質問は、以下のアドレス宛にメールでお問い合わせください。

※長期隊員の方は、お問い合わせは派遣前訓練が開始してから行ってください。

※活動に関する質問以外はお控えください。

タイ事務所代表アドレス ti_oso_rep@jica.go.jp

11. その他

(1) 王室について

タイでは国王、王室への尊敬の念が深く、国王、王室を侮辱した場合、不敬罪が適用され、さらに社会的にも厳しい批判を受けることとなりますので、十分注意してください。

(2) 仏教関係について

タイは仏教国であり、法律には宗教に関する規定が多く、寺院や仏像などを破損させたり、仏教儀式を侮辱、妨害したりする行為は厳しく罰せられます。

(3) 服装に関して

基本的に、年間を通じて日中は 30 度を越える気温となります。室内では冷房が効き過ぎる場合があるため、薄手のジャケット・カーディガン等上着を持参した方が良いでしょう。乾期（11 月から 2 月）には朝晩は冷え込むことがあります。特に北部や東部の山岳地帯では零度近くまで下がることもあるため、必要な人は厚手の防寒着を用意してください。タイ国では、日本以上に公私の区別など服装に対する十分な配慮が必要です。配属先での活動時や語学訓練時には、社会人としてきちんとした服装を心がけてください。

上衣：衿のあるシャツ・ブラウス。（Tシャツは不可）

下衣：男性・・・きちんと折り目のついた長ズボン。（ジーンズ・ジャージ等は不可）

女性・・・スカートが一般的。（ズボンは公式な場面では好まれない）

靴：原則として革靴。（サンダルやスニーカーは不可）

(3) バンコク（スワンナプーム空港）到着時の注意事項

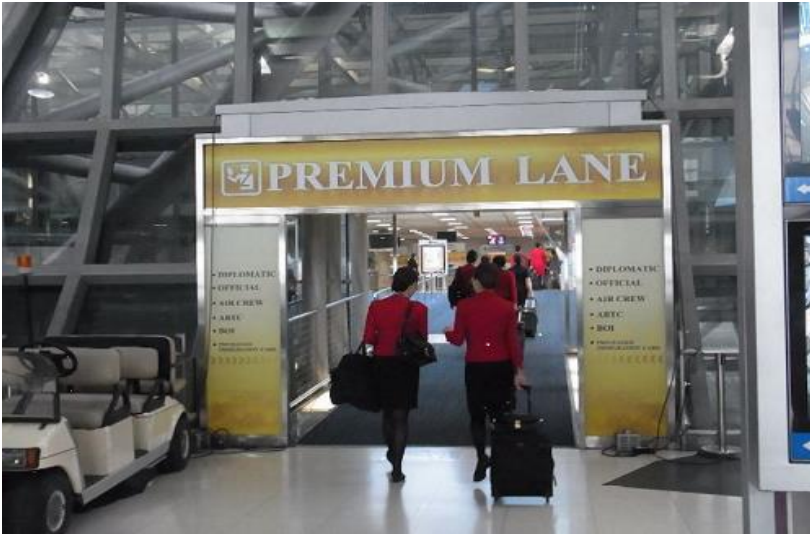
2021 年 3 月現在、タイでは入国に際して厳しい制限がかけられており、2 週間の隔離が必要となっています。入国の際の必要書類は、PCR 検査の陰性証明書、COE (Country of Entry) など複数ありますが、今後変更していく可能性があります。実際に入国する時期に改めて最新の情報をお伝えすることになります。

【ASQ（2 週間の隔離）が必要な場合の入国の際の注意事項】

- (ア) 入国に必要な書類をすべて準備して飛行機から降りてください。降機後、人の流れに沿って進んでいくと、途中で書類を確認するポイントがあります。そこで書類に不備があると次に進めません。書類の不足、不備にご注意ください。
- (イ) 入国スタンプの **VISA CLASS が「NON90」（滞在許可期間 90 日）** であることをしっかりと確認してください。**間違えている場合には、必ず、その場で係官に申し出て修正してもらってください。**間違えたまま入国した場合には、オリエンテーション期間中に修正手続きをすることになりますが、その間、隊員自身にとっても、両替ができない、VISA 延長手続きができない等、不都合が生じますので十分にご注意ください。入国後、改めて、派遣期間に合わせた長期滞在ビザの取得手続きを行います。
- (ウ) ASQ ホテルごとに車両で移動することになり、空港からホテルまで 40 分以上かかります。

【ASQ が必要ない場合の留意事項】

(ア) 入国審査は Official/Diplomatic PASSPORT 用ブースの利用が便利です。(一般ブースの利用も可能ですが、長蛇の列である場合が多く、時間がかかります)



注意) ASQ が必要な場合は一般レーンを使用するため、こちらのゲートは使用しません。

(イ) 入国スタンプの **VISA CLASS が「NON90」(滞在許可期間 90 日)**であることをしっかりと確認してください。**間違えている場合には、必ず、その場で係官に申し出て修正してもらってください。**間違えたまま入国した場合には、オリエンテーション期間中に修正手続きをすることになりますが、その間、隊員自身にとっても、両替ができない、VISA 延長手続きができない等、不都合が生じますので十分にご注意ください(次ページの例を参照願います。)

入国後、改めて、派遣期間に合わせた長期滞在ビザの取得手続きを行います。

例

パスポートの入国ビザが **90 日間有効**であることを確認してください。
(30 日間有効のスタンプを押印された場合にはその場で変更を依頼してください)

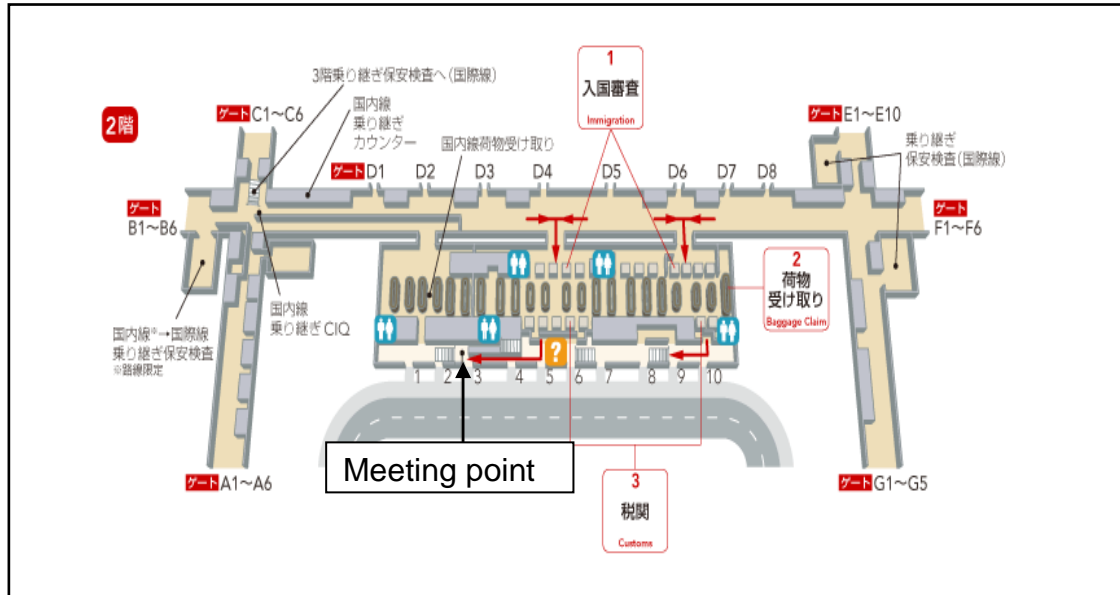
タイ入国ビザ (例)	
ビザクラス	「NON90」
タイ入国日	「31 AUG 2009」
有効期限	「28 NOV 2009」
	* 90 日間の有効期限 であること

(ウ) 入国後の事務所出迎え者との待ち合わせ場所

到着に合わせ、事務所スタッフが「Meeting Point」(下図参照)付近で出迎えます。

①入国審査、②荷物受け取り、③税関の順に進み、Exit B (もしくはExit C) を出て、ターミナルビル内を右手にまっすぐ「Meeting Point」まで進んでください。少し距離があります。(目印に「JICA」のプレートをもって出迎えます)

スワンナプーム空港略図



以上